

保険者との契約により医師の実施するこれらの検診への協約を定め、また、料金表を定めるために、ある一般的な協約が締結されている。このサービス制度で提供されるすべてのサービスは、適用される一般協約による現行料金表によって支払われるであろう。これらの検診に要する費用のうち3分の2は、家族給付均等化基金によって支払われ、残りの3分の1は公的医療保険の保険者によって支払われる。

Die Mutter-Kind-Pass Untersuchungen,
Soziale Sicherheit, No.12, 1974, pp.675-678 ; No. 39, '74/75.

年金受給者の購買力保護

Paul Anciaux

(ベルギー)

本稿には、老齢年金受給者の購買力を保護するように工夫された1973年3月28日付の法律について、その主要な規定の分析が論述されている。

筆者は Moniteur belge の1974年1月4日号にこの論文を発表したが、その論述では、かれは退職した賃金取得者の年金を増額する1973年12月27日付の法律を考慮していない。事実上では、その法律は1973年3月23日付の法律に述べられた基本原則となんら異なっていないが、しかし、ある幾つかの点について基本原則を発展させている。

年金は長期的な給付のうち最も代表的なタイプである。

年金額は年金が最初に支払われるときに計算される。年金額は勤続期間の長さだけでなく、勤続期間中に取得した収入にもとづいている。そのような方法

の計算は、年金のうける影響が、年金の受給を認められた以後に発生する通貨の価値の低下によって与えられるだけでないという結果をもたらすことになる。つまり、年金は早い時期に取得した収入の水準も含めているので、受給を認められる日以前に生じた価値の低下も、受給の認定後に支払われる年金に影響を与えるかも知れない。

年金受給者の状況を次第に悪くする多くの要素のうち、2つの要素がとくに重要である。つまり、1つはインフレーションであり、もう1つは国民所得の漸進的な規模の膨張と生活水準の漸進的な改善である。

結局、給付の効率性が保護されるべきであるならば、定期的に給付の再評価されるのを保証する手段が実施されなければならない。筆者は論述の中で、この目的を達成する手段を述べている。筆者はまず1973年12月29日付の法律を、次に筋肉労働者の老齢・遺族年金にかんする1955年5月21日付の法律を、そして、最後に非筋肉労働者の老齢・遺族年金にかんする1957年7月12日付の法律を取上げている。

しかし、ベルギーで現在実施されている被用者の年金制度を直接的に規定しているこれらの法律は、退職者が生活水準の改善でなんらの分け前も受けていないという点では、退職者の利益を保護するのに失敗した。生計費に年金をリンクさせる基本原則は、もはや異論を唱える者がいない。しかし、その基本原則を実施する仕組みのうち、ある幾つかの点が修正されてきた。筆者はこれらについて簡単に論述し、解説をしている。1960年4月12日付の法律では、小売り物価指数に年金をリンクさせるのに用いられる異なった各種の方法が、ある単一の統一的な方法に変えられた。その新しい方法は、指数の水準に生じた2.75%の変化以後に、指数の100を基準として定めた金額の2.5%を刻みとする手段を用いた調整を意図していた。頻繁に行なわれる調整を避けるために、1

月当りの単位で行なう支払い — 丁度年金のように — は、指数が調整を正当なものであるとした水準をそのままに2カ月間維持した後、1カ月後まで調整されるべきでないということが決定された。この法律は1971年8月2日付の法律に取り替えられたが、1971年の法律は社会的給付を含む多数の支払いを消費者物価指数にリンクさせ、指数の段階にもとづいて漸進的な調整を行なった初期の制度を再び採用した。

これらの手段を用いたにもかかわらず、一般的な生活水準の改善を反映させるために、年金を調整する問題には、実質的な解決がなんら見出だせなかった。ある法案の採用に各種の手段が用いられたが、その法案は二重の目的をもっている。つまり、1つは世帯単位で最高90,000フランまで定額による筋肉労働者の年金額を上げるために、7.96%ずつ被用者の年金を増額することであった。もう1つは1973年1月1日からの実施を目指して、雇用されている労働者の平均所得と比較した年金の購買力が、次第に低下するのを予防する手段の採用であった。

この法案は下院と上院の双方で長期間にわたり議論され、最終的には、法案は採択され、1973年3月28日の法律として制定され、公布された。

ほぼ同一時期に、高齢者の保証所得を上げる政令が発表され、さらに、年金受給者に支払われる休日手当を上げる政令が発表された。

当初では、社会的給付の受給者達が、経済活動に従事している人びとの繁栄と購買力の一般的な水準に現われた改善に応じて、自動的に調整された給付をもつという基本原則を是認し、その法律は年金受給者 — および、後では、社会的給付を受給する他の人びと — が発展のもたらす成果のうち、かれらの当然受取る分け前を自動的にうけるであろうということを保証することを意図さ

れていた。

筆者はその新しい制度について多くの考察を行なっているが、最も重要なものは次に示されるとおりである。

- (1) 法律は一般的な福祉の改善に対して年金を自動的に調整する基本原則に法的な権限を与えたが、その法律は完全に自動的な調整を保証する満足な媒体を設けるのに失敗し、また、王がすでに試みた権限を王に委託したにすぎなかった。このように、自動的調整は達成されなかった。しかし、全国労働審議会はその組織が自動的調整の問題について研究を続けるであろうと述べた。
- (2) 王はかれの指示により、年金に適用できる再評価で異なる幾つかの乗率を定めるかも知れない。かれが命令しなければならないのには、なんらの根拠もない。
- (3) 法律は数年前に支給を認められた年金に遡及して対象とすることになっており、それによって影響を与えられるかなりのゆがみを、その法律はもたらしてしまった。すでに支払われている年金の再評価に単一の乗率を適用するのは、年金の算出方法に修正を必要とする影響を大きくするし、また、拋出の算出対象とする収入への影響の範囲と比較すれば、実質的な収入への影響の範囲が大きくなる。

Revue Belge de Sécurité Sociale, No.2, 1974, pp.145-172 ;
No.53, '74/75.